

その他の卸売業における金属材料を起因物とする死傷災害発生事例（2017年）

2017 年 発生 月	時間	死傷災害発生事例	年 齢	労 働 者 規 模
1	9～ 10	取引先に、鉄屑を引き取りに行った。積み込み終了後、積荷が落下しないようにトラックの荷台の荷物を確認していたところ、鋭利な鉄屑の角で皮手袋ごと右手親指の腹を負傷した。そのまま帰社したが血が止まらず、痛みも強くなり、右手で物が握れなくなってしまった。皮手袋を着用して作業に当たっていたが、注意不足であった。	36	30 ～ 49
2	10～11	自宅より徒歩5分程先の駐車場で縁石（車止め）に躓き転倒し、左足を骨折した。	28	1～ 9
3	14～15	リサイクルセンター構内にて、金属の仕分け作業中に廃棄物の中に混入していた強力な磁石に指を挟まれ負傷した。	69	10 ～ 29
3	9～10	本社構内で丸輪っか形状のステンレスを切断中に、輪っかが安全に切断された瞬間、切断された部分が外にはね返り、はね返った部分が被災者の足にかすり足が切れた。（プラズマ溶接にて切断中）	34	30 ～ 49
5	8～9	板硝子加工工場内にて、硝子パレット（800kg積）を専用台車にセットした上で運搬している際に台車の車輪が何かに突っ掛かり、硝子パレットのみが転倒した。その際に台車を移動していた被災者の右足がパレットのアンクル部の下敷きになり負傷した。	30	50 ～ 99
5	11～	工場内で直径8cm、長さ5mのステンレス材を切断機で作業する際、40秒～50秒間隔で両手を添えて製品を受け取るところを、集中力が薄れており、受け取るタイミングを逃した。製品が落下しそうになった為、とっさに手を差し出したところ約	19	30 ～

	12	30cm下に置かれている台のエッジ部分と製品の切り口との間に右手中指を挟まれた。その際、安全のために着用していた皮手袋が破れ、右手中指等関節内側周辺を負傷した。		49
6	13～14	当社本社工場内、H形銅バンドソー機付近の残材置場から、加工に使用するため残材を取り出そうとして、尚且つ、それと同時に整理も兼ねて作業をしていたところ、残材の山に体が触れてしまい、その際に体勢を崩して右腕をH鋼に強打して、骨折してしまった。	24	30～49
6	11～12	工場内で、自動車部品取り外し作業中に手を滑らせ、重さ約20kg程度の部品を落としてしまい、右足甲を骨折した。	22	10～29
7	10～11	FRP床版の加工作業中、加工品を並べるために準備していた架台（H鋼）が右足甲の部分に倒れ骨折した。H鋼を平行に2本並べ床版の幅に合うよう調整していたが、クレーンを巻き上げる際にフックが完全に外れておらずH鋼に引っ掛かり倒れたもの。（全治2ヶ月）	61	100～299
7	8～9	自社倉庫にて鋼材出しの作業中にチャンネル（5mm×100mm×50mm重さ約50kg）を1本手で引き抜こうとした時に、その勢いで持っている方の反対側が横すべりし、手で支えきれずに手を離してしまい、右太ももから右足首にする様にすべって右足首を5針縫うケガをした。	45	10～29
7	8～9	当社倉庫前道路に止めてある客先のトラックにワイヤーメッシュ（φ6.0mm1×2m）を積み込む作業において、フォークリフト特（6456）に当該ワイヤーメッシュを約60枚重ねて、トラック荷台に横付け後、トラック荷台に移動して、フォークリフトで運んできたワイヤーメッシュをトラック荷台に積み込もうとした時、フォークリフトのツメが傾斜しすぎていた関係で当該ワイヤーメッシュが自分の身体の方に滑ってき、それにあたり負傷した。	35	1～9
7	14～15	山にある会社の資材置場にて、堰の土砂片付け作業中に、倒れた鉄柵を片付けようとしていた。鉄柵が被災者の右足に20cmの高さより落ちた。	39	1～9
	13～	工場内で、自動切断機により切断された丸鋼（直径30.2mm×長さ153.5mm、0.98kg）が、排出口より鉄箱に自然落下（高さ300mm）するとき、同時に別箱へ詰替手		10

7	14	作業する作業員が、誤って右手を落下ルートに入れてしまい、手首甲側を切創した。	67	～ 29
9	11～ 12	当社工場内でタイヤ処理のため、切断機へのタイヤのセッティング及び取り出し作業中、タイヤのビートワイヤーの一部が左手の人差し指と親指の間に刺さり、ワイヤーを抜いた傷口が腫れた。	77	1～ 9
10	11～ 12	足場の解体作業中、地上で資材の荷下げ作業を行っていたところ、目に埃が入り瞬きをした際に手を滑らせ、資材が左足人差し指先に接触、負傷したもの。	22	10 ～ 29
10	7～8	本社倉庫に於いて、鋼部搬出の為、鋼部の下に置く台木を取りにチャンネル鋼材の上を壁際に向かって歩いていた際に隣に、積んであった木の束（約2t）の一部が崩れながらも滑り乗っていた。鋼材との間に左足が挟まり左足首を骨折及び右足を打撲した。	46	10 ～ 29
10	9～ 10	本社構内で鉄筋を機械で切断加工する作業中、鉄筋を力まかせに引っ張ったために勢い余って機械入口の上部にぶつけてしまった。	28	1～ 9
10	9～ 10	工場内で、お客様の車から銅の板を一枚降ろして運ぶ時に、手が滑って落とし、右足の指を負傷した。	22	10 ～ 29
11	9～ 10	加工センター内の鋼板を移動させる為、玉掛け作業を行うべく、別の鋼板に移動する際、着地に失敗し、足首を捻った。	54	10 ～ 29
12	10～11	会社内にて、自身の持ち場のシャーリングで鉄を切ったとき、右第2・第3指を鉄と機械に挟まれた。	51	10 ～ 29

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to：https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_11.html